

練馬区の高齢者向けサービス一覧

	サービス名	対象者	介護保険の要介護	サービス内容	費用負担・その他	問合せ
給付の量を補うサービス	住宅設備改修給付	65歳以上の方で、身体機能の低下や障害のために既存の設備の使用が困難な方	要支援・要介護1～5	住宅設備改修費用を補助する	改修費用の3割相当額(限度額内の場合)、限度額を超える部分は全額利用者負担	支
	高齢者リフト付タクシー	65歳以上の方で、外出時に車いすなどでしか移動できない方	要介護3～5	タクシーの迎車にかかる費用を区が負担する	料金メーターに表示された料金と事業者が別に定める料金(ストレッチャー使用料など)がある場合は、その料金の負担あり	福
介護保険給付の種類を補うサービス	寝具のクリーニング	65歳以上の方	要介護3～5	月1回、無料のクリーニング券(シーツと、毛布またはタオルケットなどで1組分)を給付		福
	紙おむつなどの支給	常時失禁状態にある65歳以上の方。	要介護1以上	区指定の紙おむつを毎月配達する。入院中の場合は月額4,800円のおむつ代を支給	紙おむつ費用の1割負担。ただし一定額を超える場合、超過分は全額負担	福
	居宅の火災予防(自動火災報知機・自動消火器)	65歳以上で独居の方、または65歳以上で要介護3以上の方	要介護3～	自動消火器を給付、自動火災報知機を貸与する	設置工事が必要	支
	布団の乾燥消毒	65歳以上の独居または65歳以上の高齢者のみ世帯	要介護1以上	乾燥消毒:毎月実施(無料)、丸洗い:6月実施(100円)、水洗い:11月か12月実施(300円)		福
	摂食・えん下りハビリテーション診療	摂食・えん下機能に障害のある方	要介護3～5	診療を行う		つ
	高齢者の出張調髪サービス	65歳以上の方	要介護3以上	理・美容師が家庭や区内入院先に年6回出張し、調髪を行う	料金:1回500円	福
	在宅要介護高齢者の歯科診療	65歳以上で、在宅治療または送迎車で通所が可能な方	要介護3～5	在宅高齢者の歯科診療を行う。なお、家庭に歯科医師を派遣する訪問診療も行える	通常の診療と同様、健康保険が適用される	つ
高齢者へのサービス	三療サービス(はり・きゅう・マッサージ・指圧)	65歳以上の方		はり・きゅう・マッサージ・指圧のサービスのうち、いずれかを受けられる利用券を給付		介
	高齢者向け民間賃貸住宅の提供	65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方と60歳以上の親族の方の二世帯等		住宅にお困りの高齢者世帯に、区に登録された民間賃貸住宅を提供し、家賃を補助する		庶
	車いす・介護用ベッドの貸与(短期)	居宅での介護用具を必要とする方		6ヶ月を目安に貸し出す	・車いす月額500円(月額200円)・介護用ベッド月額1,500円(月額500円)カッコ内は障害者手帳所持者の金額	支
	ごみの戸別訪問収集	65歳以上でごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯		収集職員がごみを玄関先などまで引き取りに行く戸別訪問収集を実施		清
	地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)			福祉サービス利用時の手続き・支払の手伝い、日頃の金銭管理や通帳などを預かるほか、権利証など重要書類を預かる	参考利用料金 1時間1,000円からなので詳しくは窓口へ。	権
	居宅の火災予防(電磁調理器・ガス安全システム)	65歳以上独居が高齢者世帯で、防災上必要と認められる世帯		電磁調理器、ガス安全システムを給付する		支
	緊急通報システム	65歳以上の独居が高齢者世帯、これに準ずる世帯で必要と認められる方		急病などの緊急事態の際、ペンダント型のボタンを押すと消防庁に通報できるシステム	所得に応じて費用負担があり。自宅の鍵を預けられる協力員が必要	支

練馬区の高齢者向けサービス一覧

高齢者福祉電話			安否確認に週1回以上電話をかける。その際、電話のない低所得の方には電話機の貸与もする	電話料金は自己負担	支	
食事サービス	65歳以上の独居または65歳以上世帯の方・日中独居の高齢者、障害者などのみと生活している高齢者		必要度に応じ、週1～3回、食事を提供します。	自己負担あり	介	
入浴証	満65歳以上で、区内在住、独居の方		孤独感の緩和と健康保持を目的として、独居高齢者に入浴証を交付する	1回の入浴につき100円の自己負担が必要	介	
一声訪問	70歳以上の独居の方		安否確認のため、月、金の週2日、ヤクルト1本を無料で配達し、一声かける		支	
寿大学	65歳以上の区民の方を対象		クラブ活動を通して余暇を楽しく過ごすために開講している	無料。クラブ活動の中には材料費など実費が必要なものがある	公	
寿大学通信講座	区内在住の60歳以上の方		書道・俳句の添削指導を毎月行う	受講無料	公	
家族・自立高齢者向け						
家族	家族介護者教室	高齢者の介護をしている家族の方など		よりよい介護をするための学習の場を提供する		社
	認知症高齢者の徘徊探索サービス	徘徊行動のある高齢者(若年認知症も対象)を介護している家族・介護者		高齢者にPHSの電波が受信できる探索機を身につけてもらい、居場所を探す	探索サービス利用料として月額2,000円負担あり	支
自立高齢者	自立支援用具の給付		自立	腰掛便座・入浴補助用具など自立支援用具を年間10万円の限度額内で給付	給付に要する費用の1割を負担	支
	ホームヘルプ(家事援助)サービス	生活支援が必要な独居や高齢者世帯の方	自立	ホームヘルプサービスを行う	費用の1割負担。(生活保護世帯、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税世帯の方は無料)	支
	いきがいデイサービス	65歳以上の方で、虚弱または閉じこもりがちな方	自立	介護予防を図るため、週1回、趣味活動・健康保持活動や昼食の提供などを行う	一人一回 600円(昼食代)	介
	住宅予防改修給付	65歳以上で、日常の動作に何らかの困難があり、改修が必要と認められる方	自立	手すりの取り付けや段差の解消など、改修費を給付	上限20万円まで	支
社会福祉協議会のサービス						
	車いす				3ヶ月迄で、一台につき1ヶ月200円負担	練
	家事援助サービス			食事の準備 衣類の洗濯・補修 住居などの掃除・整理 整頓 生活必需品などの買物 など	1時間一般1,000円(低所得者は700円)	練
	介護援助サービス			食事介助、洗髪・清拭、入浴介助、排泄介助(オムツ交換)、体位交換、散歩など外出介助、認知症介護など	1時間一般1,300円(低所得は1,000円)	練

練馬区の高齢者向けサービス一覧

ショートステイサービス	一時的に宿泊施設が必要な方		一般料金の1割引で有料老人ホームが利用できる	1人1泊:1万5千円～4万円程度(3食込み) 要介護者は別途必要	練
-------------	---------------	--	------------------------	----------------------------------	---

■問い合わせ

○東京都練馬区役所 開庁時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)電話：03-3993-1111 (代表)

※地域包括支援センターは住んでいる町名によって管轄が異なるので、詳細は、区役所に問い合わせる。

練馬区ホームページ

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

●練馬区役所連絡先

※「支」「福」は総合福祉事務所の中の係への問い合わせとなります。

医＝練馬区医師会 医療連携センター 03-3997-0121

健＝健康部(練馬区保健所) 健康推進課 保健相談所調整係 03-3993-1111

介＝福祉部 介護予防課 管理係 03-3993-1111

つ＝練馬つつじ歯科診療所 03-3993-9956

助＝福祉部 高齢社会対策課 医療助成係 3993-1111

住＝東京都住宅供給公社募集センター(03-3498-8894) テレホンサービス(03-6418-5546)

庶＝福祉部 地域福祉課 庶務係 3993-1111

支＝高齢者支援係(地域包括支援センター)練馬(3993-1111)

光が丘(5997-7716) 石神井(5393-2814) 大泉(5905-5271)

福＝福祉事務係 練馬(3993-1111) 光が丘(5997-7060)

石神井(5393-2817) 大泉(5905-5274)

清＝清掃事務所 練馬(3992-7141) 石神井(3928-1353)

権＝権利擁護センター「ほっとサポートねりま」 5912-4022

社＝福祉部 高齢社会対策課 管理係 03-3993-1111

公＝練馬公民館 03-3991-1667

公民館ホームページ：http://www.city.nerima.tokyo.jp/nerima_sg/kominkan/

●社会福祉協議会連絡先

練＝練馬区社会福祉協議会 3992-5600

光＝光が丘ボランティアコーナー 5997-7721

●社会福祉協議会連絡先

練＝練馬区社会福祉協議会 3992-5600

光＝光が丘ボランティアコーナー 5997-7721